

岡谷市立小・中学校における学校配布物の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡谷市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒並びにその家庭（以下「家庭等」という。）に配布又は配信を行う学校配布物の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「学校配布物」とは、行政機関、民間団体等の依頼により家庭等に配布される印刷物又は家庭等に配信する電子データをいう。ただし、学校の活動及び運営に必要な配布物を除く。

(基本的事項)

第3条 学校配布物は、教員の働き方改革の一環として、教員の負担軽減を図るため、電子データによる配信を基本とする。

(配布申請等)

第4条 学校配布物の配布又は配信（以下「配布等」という。）を申請する者（以下「申請者」という。）は、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に学校配布物許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けるものとする。

2 教育委員会は、申請書を審査した後、配布等の許可又は不許可を決定し、不許可の場合に限り学校配布物不許可決定通知書（様式第2号）により文書又は電子メールにて申請者へ通知する。

3 学校配布物の配布等の申請は、教育委員会教育総務課での受付のほか、電子メールによる申請も受け付ける。

(配布方法)

第5条 配布先が学校の児童及び生徒の一部に限定される学校配布物は、学校名又は学年を指定して配布等するものとする。

2 学校配布物を印刷物で配布するときは、教育委員会の指示により、申請者の責任において学校毎に仕分け、学校へ直接届ける場合のほか、教育委員会教育総務課内のメールボックスへ投函し、配布することができる。

3 学校配布物を電子データで配信するときは、教育委員会又は学校が保護者連絡用アプリを用いて行う。

(許可基準)

第6条 教育委員会は、学校配布物が次の各号のいずれかに該当するときは、配布等を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 法令に反するもの又は法令に照らして配布等が不適切と認められるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 宗教活動及び政治的活動とみなされるもの又はその恐れがあるもの
- (4) 暴力団等の反社会的活動とみなされるもの又はその恐れがあるもの
- (5) 学校の児童及び生徒を対象としないもの
- (6) 営利を目的とし、公益性が認められないもの
- (7) その他教育上の観点から、教育委員会又は学校が配布等すべきでないと判断したものの

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。